

「労働法」と労働者の闘い・権利確立（第24回）

2019年5月29日

（レポーター） 本村 充

◇ 労働安全衛生法

■ 成立の背景

労働安全衛生関連の規定については、昭和22年の新憲法制定に合わせて整備された一連の法令の中で、当初「労働基準法」の中に規定（労働基準法第42条・第5章「安全および衛生」）されていた。その後昭和46年の通常国会に提出され翌47年可決成立した法案が、現在に至る「労働安全衛生法」である。この背景には、高度経済成長期を迎えた日本では多くの大規模工事や生産技術の革新による労働環境の変化も相まって、毎年6,000人を超える労働災害死亡者が発生するという実態があり、労働者の安全衛生面での最低基準を定める必要性があった。

■ 総則等

1、目的（法1条）

労働安全衛生法は、労働基準法と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化および自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

ポイント → 労働基準法では第42条（労働者の安全及び衛生に関しては、労働安全衛生法の定めるところによる）を除いて安全および衛生についての条文は削除されているが、労働安全衛生法と一体となって、労働者の安全と健康を確保するための最低基準を定めている。

ポイント → 快適な職場環境の形成 ⇒ 「積極的」な意味を持つ。

2、定義（法2条）

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一、労働災害 労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は作業行動その他業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡することをいう。

二、労働者 労働基準法第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）をいう。

三、事業者 事業を行う者で、労働者を使用するものをいう。

三の二、化学物質 元素及び化合物をいう。

四、作業環境測定 作業環境の実態をは握するため空気環境その他の作業環境について行うデザイン、サンプリング及び分析（解析を含む。）をいう。

ポイント → 適用範囲 ⇒ 労働安全衛生法は、同居の親族のみを使用する事業または事務所を除き、原則として労働者を使用する全事業について適用されるが、つぎに掲げる者については適用されない。家事使用人・船員法の適用を受ける船員・国家公務員（5 現業の職員を除く。）、「船員」「国家公務員」については、別の法律が適用。

鉱山保安法第2条第2項および第4項の規定による鉱山の保安（衛生に関する通気および災害時の救護を含む。）については、第2章の規定（労働災害防止計画）を除き、この法律の規定は適用されない。また、機械等または有害物に対する流通規制については、労働基準法の適用範囲より拡大され、政令で定める一定の機械等または有害物の製造等を行なう者は、何人も、この法律による規制を受けることとなった。

ポイント → 事業者とは ⇒ 労働安全衛生法における主たる義務者である「事業者」とは、法人企業であれば当該法人（法人の代表者ではない）、個人企業であれば事業経営主をいう。これは、従来の労働基準法上の義務主体であった「使用者」と異なり、事業経営の利益の帰属主体そのものを義務主体としてとらえ、その安全衛生上の責任を明確にした。

3、事業者の責務、労働者の責務（法3条 法4条）

（第3条 事業者等の責務）

事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない。

2 機械、器具その他の設備を設計し、製造し、若しくは輸入する者、原材料を製造し、若しくは輸入する者又は建設物を建設し、若しくは設計する者は、これらの物の設計、製造、輸入又は建設に際して、これらの物が使用されることによる労働災害の発生の防止に資するように努めなければならない。

3 建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を附さないように配慮しなければならない。

（第4条 労働者の責務）

労働者は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。

4、共同企業体（法5条）

二以上の建設業に属する事業の事業者が、一の場所において行われる当該事業の仕事を共同連帯して請け負った場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、そのうちの一人を代表者として定め、これを都道府県労働局長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出がないときは、都道府県労働局長が代表者を指名する。

3 前二項の代表者の変更は、都道府県労働局長に届け出なければ、その効力を生じない。

4 第一項に規定する場合においては、当該事業を同項又は第二項の代表者のみの事業と、当該代表者のみを当該事業の事業者と、当該事業の仕事に従事する労働者を当該代表者のみが使用する労働者とそれぞれみなして、この法律を適用する。

ポイント → 共同企業体（ジョイント・ベンチャー）とは、建設企業が単独で受注及び施工を行う通常の場合とは異なり、複数の建設企業が、一つの建設工事を受注、施工することを目的として形成する事業組織体のこと。「責任体制の明確化」を義務付けている。

■安全衛生管理体制

1、一般的な安全衛生管理体制

一般的には事業場の業種と規模（労働者数）によって、選任・配置が義務付けられている。

- ① 総括安全衛生管理者 → 安全管理者及び衛生管理者等を指揮し、次のような業務などを統括管理する ⇒ 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置・労働者への安全又は衛生のための教育に関すること・健康診断の実施・労働災害の原因調査や再発防止に関すること
- ② 安全管理者 → 総括安全衛生管理者が統括管理すべき業務のうち、安全に係る必要な措置の実施に関しての具体的な事項を管理する。
- ③ 衛生管理者 → 総括安全衛生管理者が統括管理すべき業務のうち、衛生に係る必要な措置の実施に関しての具体的な事項を管理する。
- ④ 安全衛生推進者（又は衛生推進者） → 総括安全衛生管理者が統括管理すべき業務の実施を担当する。（衛生推進者は衛生に係る業務のみ）
- ⑤ 産業医 → 労働者の健康管理などを行う医師。労働者の健康管理について事業者に勧告することができる。事業者は指示に従わなければならない。
- ⑥ 作業主任者 → 足場の組立て作業など政令により定められた一定の業務について、労働者の指揮、指導、労働災害防止のための管理を職務とする。

※ 詳細については別紙資料を参照してください。

2、安全委員会（法 17 条）

- (1) 事業者は、政令で定める業種及び規模の事業場ごとに、次の事項を調査審議させ、事業者に対し意見を述べさせるため、安全委員会を設けなければならない。
 - 1、労働者の危険を防止するための基本となるべき対策に関すること。
 - 2、労働災害の原因及び再発防止対策で、安全に係るものに関すること。
 - 3、前 2 号に掲げるもののほか、労働者の危険の防止に関する重要事項
- (2) 安全委員会の委員は、次の者をもって構成する。ただし、第 1 号の者である委員（以下「第 1 号の委員」という。）は、1 人とする。
 - 1、総括安全衛生管理者又は総括安全衛生管理者以外の者で当該事業場においてその事業の実施を統括管理するもの若しくはこれに準ずる者のうちから事業者が指名した者
 - 2、安全管理者のうちから事業者が指名した者
 - 3、当該事業場の労働者で、安全に関し経験を有するものうちから事業者が指名した者
- (3) 安全委員会の議長は、第 1 号の委員がなるものとする。
- (4) 事業者は、第 1 号の委員以外の委員の半数については、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合があるときにおいてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときにおいては労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名しなければならない。

3、衛生委員会（法 18 条）

- (1) 事業者は、政令で定める業種及び規模の事業場ごとに、次の事項を調査審議させ、事業者に対し意見を述べさせるため、衛生委員会を設けなければならない。
 - 1、労働者の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
 - 2、労働者の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
 - 3、労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。
 - 4、前 3 号に掲げるもののほか、労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事

項

(2) 衛生委員会の委員は、次の者をもって構成する。ただし、第1号の者である委員（以下「第1号の委員」という。）は、1人とする。

1、総括安全衛生管理者又は総括安全衛生管理者以外の者で当該事業場においてその事業の実施を統括管理するもの若しくはこれに準ずる者のうちから事業者が指名した者

2、衛生管理者のうちから事業者が指名した者

3、産業医のうちから事業者が指名した者

4、当該事業場の労働者で、衛生に関し経験を有するものうちから事業者が指名した者

(3) 事業者は、当該事業場の労働者で、作業環境測定を実施している作業環境測定士であるものを衛生委員会の委員として指名することができる。

(4) 前条第3項から第5項までの規定は、衛生委員会について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「第1号の委員」とあるのは、「第18条第2項第1号の者である委員」と読み替えるものとする。

ポイント → 安全委員会の設置義務がある事業場では、必ず衛生委員会も設けなければならない。そのため、安全委員会と衛生委員会を一本化して、安全衛生委員会とすることができる(法19条)。

ポイント → 第1号の委員は、安全衛生委員会の議長を務める。

ポイント → 事業者は、第1号の委員以外の委員の半数については、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合があるときにおいてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときにおいては労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名しなければならない。

ポイント → 委員会の会議(則23条)

① 事業者は、安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会（以下「委員会」という。）を毎月1回以上開催するようにしなければならない。

② 前項に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会が定める。

③ 事業者は、委員会の開催の都度、遅滞なく、委員会における議事の概要を次に掲げるいずれかの方法によって労働者に周知させなければならない。

1、常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること。

2、書面を労働者に交付すること。

3、磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

4、事業者は、委員会における議事で重要なものに係る記録を作成して、これを3年間保存しなければならない。

ポイント → 安全・衛生委員会の会議の開催に要する時間は労働時間と解されること。従って、当該会議が法定時間外に行なわれた場合には、それに参加した労働者に対し、当然、割増賃金が支払われなければならないものであること。

ポイント → 産業医の出席を衛生委員会又は安全衛生委員会の開催要件とするか否かは、労働安全衛生規則第23条第2項の「委員会の運営について必要な事項」に該当するものであり、したがって各委員会が定める事項であること。

※ 次回は「労働者の危険または健康障害を防止するための措置」について報告します。

選任が義務付けられている安全衛生業務従事者

業種及びその他の条件	事業場の規模	選任すべき職名等
林業、鉱業、建設業 運送業および清掃業	100人以上	総括安全衛生管理者 安全管理者 衛生管理者 産業医
	50人以上100人未満	安全管理者 衛生管理者 産業医
	10人以上50人未満	安全衛生推進者
製造業(物の加工業を含む。)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゆう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゆう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業	300人以上	総括安全衛生管理者 安全管理者 衛生管理者 産業医
	50人以上300人未満	安全管理者 衛生管理者 産業医
	10人以上50人未満	安全衛生推進者
上記以外の業種	1000人以上	総括安全衛生管理者 衛生管理者 産業医
	50人以上1000人未満	衛生管理者 産業医
	10人以上50人未満	衛生推進者
特定業種(建設業及び造船業)で元方事業者(元請)と関係請負人(下請)が混在して作業する現場	全労働者が50人以上の場合(ずい道、圧気、橋梁等の工事は30人以上)の元方事業者(※1)	統括安全衛生責任者 元方安全衛生管理者
	上記以外の関係請負人等	安全衛生責任者
建設業で元方事業者(元請)と関係請負人(下請)が混在して作業する現場	ずい道、圧気、橋梁等の工事で、労働者数が20人以上30人未満の場合、又は鉄骨造りまたは鉄骨鉄筋コンクリート造りの建設工事で労働者数が20人以上50人未満の場合の元方事業者	店社安全衛生管理者
労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものを行わせる場合	該当する全ての事業者	作業主任者

※1 いわゆるジョイントベンチャー(JV)の場合は互選または労働基準監督署長の指名により代表となった事業者が、また、分割発注等の場合で二社以上の元方事業者が存在する場合は発注者又は労働基準監督署長に指名された事業者が、それぞれ統括安全衛生責任者を選任すべき事業者となります。